

公益財団法人ひょうご環境創造協会共催・協賛・後援等に係る取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人ひょうご環境創造協会（以下「当協会」という。）が外部団体等の主催する各種事業等に対し、共催、協賛または後援（以下「名義使用等」という。）を行う場合の取扱いについて必要な事項を定め、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 共催：当協会が事業の企画または運営に主体的に関与し、事業の実施にあたって共同責任を負うもの
- 2 協賛：当協会が事業の趣旨に賛同し、資金または物品等を提供することにより、当該事業を支援するもの
- 3 後援：当協会が事業の趣旨に賛同し、その名称の使用を承認することにより、当該事業を支援するもの（人的・資金的支援は行わない）

(対象事業)

第3条 名義使用等の対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- 1 環境の保全・創造に資するものであり、当協会の目的・趣旨に合致すること
- 2 公益性が高く、広く県民に寄与するものであること
- 3 法令または公序良俗に反しないものであること
- 4 営利を目的としないものであること
- 5 政治的または宗教的活動を目的としないものであること

(申請手続)

第4条 名義使用等を希望する者は、事業実施の概ね60日前までに、別に定める申請書及び必要書類を当協会に提出するものとする。

(名称等の使用)

第5条 承認を受けた者は、当協会名を使用する場合には、あらかじめ広報物等の使用内容を提出し、承認を受けるものとする。なお、使用にあたっては、「公益財団法人ひょうご環境創造協会 共催（協賛・後援）」等、広報物等に明示しなければならない。

(報告)

第6条 承認を受けたものは、事業終了後30日以内に、別に定める実施報告書を提出しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 当協会は、次のいずれかに該当する場合には、承認を取り消すことができる。

- 1 申請内容に虚偽があったと認められるとき

2 事業の実施内容が承認時と著しく異なるとき

3 当協会の信用を損なうおそれがあると認められるとき

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、個別に当協会と協議の上、適切に対応するものとする。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。